

大空町安心生活支援事業
委託業務に関する仕様書

大空町

目次

1	本書の趣旨	3
2	事業概要	3
3	納品物	3
4	端末要件	4
5	管理設備	4
6	ソフトウェア	5
7	ネットワーク環境	8
8	システム構築及び導入	8
9	本業務に係る費用の算出方法	9
10	その他留意事項	9

1. 本書の趣旨

本書は、大空町（以下「当町」という。）が発注する安心生活支援事業（以下「本事業」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）として必要な事項及び明記すべき内容を定めたものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

安心生活支援事業

(2) 契約期間

契約締結の日から令和4年2月28日までとする。

※詳細なスケジュールについては、別途当町と協議のうえ決定する。

(3) 業務目的

新型コロナウイルス感染症の流行により、オンラインを活用した情報伝達など新しい生活様式の実施が求められている。当町では、町民が安心かつ便利な生活を送ることができるよう、情報発信のあり方を見直し、新たなシステムを構築する結論に達した。町民に対して緊急情報を一斉にかつ確実に伝達すること、効率的かつ効果的に行政情報の配信を行うこと、オンラインの有効性を活かし、町民の生活の利便性や安全性を向上させることなど、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

(4) 業務範囲

本業務の業務範囲を次のとおりとする。

ア システム構築及び導入

(ア) 情報配信に係るシステム設計、ソフトウェアの開発

(イ) サーバ環境の構築

(ウ) システム導入及び設定

(エ) システム総合テスト及び操作説明書の作成

(オ) タブレット端末の調達、設定

(カ) 利用説明会の開催

(キ) 開発したアプリのアプリストアでの公開

(ク) 住民への広報啓発サポート

(ケ) その他、システムの稼働に必要な作業等

3. 納品物

受託者は本事業における次に示す納品物を納めるものとする。

(1) システム構成図（1部及び電子データ）

(2) 要件定義書（1部及び電子データ）

(3) 基本設計書（1部及び電子データ）

- (4) タブレット端末（150台）※実際の納品台数は変動する
- (5) ホスティングサーバ（1式）
- (6) システム環境（1式）
- (7) 検査成績書（1部）
- (8) 情報配信者用システム操作説明書（10部及び電子データ）
- (9) タブレット端末利用者用操作説明書（150部及び電子データ）
- (10) スマホアプリ利用者用操作説明書（必要数及び電子データ）
- (11) 打ち合わせ記録簿（1部）
- (12) 利用促進パンフレットの作成（電子データ）

4. 端末要件

(1) タブレット端末

次のハードウェア要件を満たすこと。

ア 画面サイズ：8インチ以上

イ バッテリーが内蔵（充電器付属）されていること。

ウ 持ち運びに適した重量・形状であること。

エ インターネット環境がなくても利用できる機能を確保しつつ無線LAN環境にも対応できること。

オ 構築したシステムのネットワークにのみ接続可能となるよう設定すること。

5. 管理設備

(1) ホスティングサーバ

本業務で利用するホスティングサーバは、次の要件を満たすものとする。

ア 前提条件

(ア) ホスティングサーバ提供事業者が、JIS Q 27001 または ISO/IEC 27001 に基づく認証を取得していること。

(イ) インターネット網に接続された任意の端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等）からでもアクセスができること。

(ウ) 固有のアプリ及びプラグイン等に依存せず、Internet Explorer 11 及び Microsoft Edge を用いてアクセスができること。

イ 設置場所

(ア) 当町庁舎内ではなく、インターネット網経由でアクセス可能な任意のデータセンター内であること。

(イ) 障害発生等によるサービス利用継続の脅威を排除する目的から、各種設備が物理的に異なる2拠点以上のデータセンターに設置できること。または、同等以上の可用性・冗長性が確保されていること。

ウ 災害及び停電対策

- (ア)地震、津波、火災等の災害を受けた際にも被害が無いよう、または軽減を図るよう対策が行われていること。
- (イ)電力会社から、2系統以上で受電し、冗長性を確保していること。または、同等以上の可用性・冗長性が確保されていること。
- (ウ)自家発電設備、蓄電池設備が設置されていること。
- (エ)建物の電源設備の法定点検及び工事の際においても、機器の停電時対策をとる必要がないこと。

(2) セキュリティ対策

- ア ネットワーク侵入検知等の仕組みを導入し、監視を行うこと。
- イ DDoS 攻撃等サイバー攻撃への対策を複数有すること。
- ウ データベースのデータが適宜バックアップされること。
- エ 端末との通信経路が暗号化されていること。

(3) データセンター運用体制

- ア 各設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること。
- イ ネットワーク障害受付、故障修理及び復旧が速やかにできる体制を有すること。

6. ソフトウェア

(1) 構成

提供するソフトウェアは次のとおり構成されるものとする。

- ア タブレット端末用アプリケーション（以下「タブレット端末アプリ」という。）
- イ スマートフォン端末用アプリケーション（以下「スマホアプリ」という。）
- ウ 情報配信及び管理用 Web アプリケーション（以下「配信管理アプリ」という。）

(2) サーバ要件

- ア 本ソフトウェアが動作するのに十分な性能を確保していること。
- イ 今後のシステム拡張等にも対応できること。

(3) ソフトウェアライセンス

ア 受注者はそれぞれのアプリケーションについて、次のとおり必要なライセンス数を付与すること。

- (ア)システム管理者用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ライセンス
- (イ)情報配信者用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ライセンス
- (ウ)タブレット端末用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150ライセンス
- (エ)スマートフォン用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・必要数

イ 必要に応じてライセンス数の増減が可能であること。ライセンス発行による費用が発生する場合は、その費用を明示すること。(任意様式)

(4) ソフトウェア設計

全てのソフトウェアは次のとおり考慮し設計を行うものとする。

- ア 町民をはじめとして使用者にとって使いやすく理解しやすいこと。
- イ 当町職員の運用負担軽減に努めること。
- ウ 災害時の有用性に配慮すること。
- エ 今後のシステム拡張等運用の柔軟性を考慮すること。
- オ スマホアプリは、Google Play Store 又は App store から入手でき、使用者がインストール後、容易に利用できること。

(5) 機能要件

ア 情報配信機能

配信管理アプリで入力した情報をタブレットアプリ、スマホアプリにプッシュ型配信ができること。

(ア) 画像、音声及び文字が配信可能であること。動画配信が可能であれば望ましい。

PDF ファイル、画像ファイル (PNG 形式、JPG 形式) に対応すること。動画配信が可能であれば (MP4 形式) にも対応していることが望ましい。

(イ) タブレット端末への緊急情報は使用者に確実に伝達できる方法であること。

(ウ) 当町ホームページや一斉メールサービス等町が配信する情報及び J-Alert、L-Alert と連携すること。

イ コンテンツ配信機能

本事業のコンセプト「これ1台で安心・便利なオオゾライフ」を念頭に、利用者にとって有用な情報をいかに捉え、発信するかが本事業の核であることから、技術、知見を活かした積極的な提案が期待されることを考慮すること。なお、以下に当町が想定する配信コンテンツの例を示すが、それぞれの技術特性を活かし、拡張された提案や代替案の提案は妨げない。

(ア) 当町等が保有している情報の配信機能

a 役場からのお知らせ (一般的周知事項)

当町からタブレット端末アプリ、スマホアプリに対して行政情報を配信できること。また、情報はカテゴライズできること。利用者が取得するカテゴリを任意に複数の選択ができ、プッシュ通知を受け取れることが望ましい。

b 役場からのお知らせ (緊急情報)

当町からタブレット端末アプリ、スマホアプリに対して通行止めや避難所情報等の緊急情報を配信できること。また、緊急情報は利用者へ確実に伝わるような工夫がされていること。

c カレンダー

町内で行われるイベント等の事業をカレンダー形式で配信できること。

d 生活安心ガイド

当町が発行する「せいかつ・あんしんガイドブック」上に掲載されている事項、毎月の休日当番病院の掲載ができること。

e ハザードマップ

当町が作成する大空町防災マップを利用者が閲覧できること。

f おくやみ、出生情報

当町に届出があり、同意を得たおくやみや出生情報を配信できること。

g ゴミ分別辞典

株式会社G-Placeが運営するWebサイト「ごみサク」に掲載されている「大空町 ゴミ・資源物分別辞典」を利用者が閲覧できること。

h その他既存の行政情報等との連携

(イ)外部機能等との連携による情報配信機能

a 管内お出かけ情報

オホーツク管内のイベントカレンダーと連携できること。

(ウ)受託者等によるサービス提供又は新規システム開発が必要となる機能

a ゴミの日アナウンス

利用者が登録した居住地域に対して、プッシュ通知等で収集日を知らせる機能を有すること。

b スポット混雑情報

町内施設（病院、入浴施設等）の混雑状況を確認できる機能を有すること。施設側で入力した情報を公開できることが望ましい。

c 町内交通運行状況

航空機、路線バス、JR、タクシー、地域間バスの運行状況を確認できる機能を有すること。

d 町内ピンポイント天気

町内の地点によって天候が異なるため、複数個所の気象情報を表示できること。雨雲レーダーや気象警報のプッシュ通知、河川防災情報等と連携できることが望ましい。

e 町内おでかけマップ

町内の公共施設や飲食店情報等商工情報をマップと共に表示できる機能を有すること。

f 町民ひろば（掲示板）

町民が投稿できる掲示板機能を有すること。掲載内容は承認形式とし、自由な投稿を制限できる機能を有すること。

g 簡易電子申請

事業参加申し込み等簡易的な申請ができる機能を有すること。チャットBOT機能で対応できると望ましい。

h 緊急ボタン

アンケート機能等による安否確認機能に加え、緊急ボタンを使うことで、複数の任意の宛先に緊急メールが送信され、安否確認ができる機能を有すること。

(エ) 今後の拡張に期待する機能

今後、以下の機能について実装することを検討しているもの。将来的な実装を可能な限り阻害しないようなシステム・ソフトウェア開発が望ましい。また、現時点でも実現可能な機能があれば対応できることが望ましい。

- a エリアニュースと連携した地域ニュース配信
- b 大空町図書館の電子書籍化後にアプリ上で閲覧
- c 当町のポイントカード「そらっきーカードポイント」の電子化
- d 配食、移送、買い物サービス等
- e 他団体等が運営するアプリ等との連携
- f 除雪状況が把握できる機能
- g マイナンバーカードとの連携
- h センサーと連動した見守りや音声による操作

7. ネットワーク環境

タブレット端末のネットワーク環境については、受注者が整備を行う。スマートフォン端末及び管理用 Web アプリケーションを利用する端末のネットワーク環境については「6. ソフトウェア」に記載する条件での動作を保障するものとする。

8. システム構築及び導入

- (1) 本仕様書を遵守するための作業に必要な機材、回線環境等は受注者にて準備を行うこと。
- (2) システム構築時に機能テスト、セキュリティテスト等を実施し、システム納入時に結果を結果成績書（任意様式）として提出すること。
- (3) 業務実施計画の策定及び進捗報告
 - ア 本業務を円滑に遂行すべく業務管理を行うとともに、状況を定期的に当町へ報告すること。
 - (ア) 受託者は本業務の契約締結後、当町と協議の上、速やかに次の書類を当町に提出し、承諾を得るものとする。
 - a 受託者の責任者、連絡先及び作業場所（事業所名、住所、連絡先等）
 - b 受託者の業務実施体制
 - c 業務実施スケジュール
 - (イ) 本事業に関する打ち合わせの記録は、受託者が作成し、その都度当町に提出し

承諾を得ること。

(ウ)当町は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の進捗状況について調査、または報告を求めることができる。また、この場合において、受託者は、これに従わなければいけない。

(4) 利用者への利用説明

タブレット端末アプリ及びスマホアプリ利用者向けの操作マニュアルを作成し、説明会で配布すること。説明会の内容や日程は、当町と協議のうえ決定する。

(5) 当町職員への利用説明

配信を担当する職員及びスマホアプリ利用職員に対して操作マニュアルを作成し、説明会で配布すること。説明会の内容や日程は、当町と協議のうえ決定する。

(6) スマホアプリの公開

スマホアプリは受注者のアカウントで公開すること。公開日程は、当町と協議のうえ決定する。

9. 費用の算出方法

企画提案書を提出する際に、参考見積書及び参考見積内訳書（任意様式）を併せて提出すること。なお、合計見積金額が募集要領に示している費用限度額を超えないようにすること。

(1) 導入費用

導入費用には、タブレット端末の導入とスマホアプリ公開までの業務及び納品物に係る一切の費用を含めること。ただし、追加機能に係る費用は含めない。

(2) 運用費用

ア 運用費用には、修理が必要な機器の故障、紛失、盗難等の代替品の提供に要する費用を除き、本業務を維持継続するために必要な一切の費用を含めること。

なお、スマートフォン端末の最新 OS への対応や軽微な修正も含めるものとする。

イ 1年間、5年間及び10年間で必要とされる費用をそれぞれ算出すること。また、リース等の手法を提案する際は、その年数と金額を明示すること。

ウ 追加機能に係る費用は含めないこと。

10. その他留意事項

導入後における運用・保守業務内容については次のとおりとする。

(1) 業務フローの作成

(2) 当町からの問合せ対応

(3) ホスティングサーバの保守

(4) サーバーバックアップ

(5) タブレット端末の保守（故障、紛失、盗難対応について明記）

- (6) 配信ソフトウェアの保守
- (7) 町職員をはじめとした利用者からの問合せ対応の一部システム修繕・更新に伴う納品物の最新化（ドキュメントに限る）